

人口問題研究所  
研究資料第六六號

昭和二五年二月一日

フランス國立人口問題研究所の組織と研究の概要について

厚生省・人口問題研究所



ばしがき

本輯はフランス国立人口問題研究所の概要を全研究所発行の要覧により紹介したもので黒田技官の執筆による、なお右要覧の詳細な完訳も追つて印刷に附する予定である。

昭和三十五年十二月一日

人 口 問 題 研 究 所

# 内 容

## 研究所の概要

## 組織と方法

## 研究成果

## 中央研究機関の必要性

### 附 錄

#### 一、国立人口問題研究所條令

#### 二、国立人口問題研究所の行政組織に関する

一九四六年二月十一日の法律四六一一七四号

三、国立人口問題研究所専門技術委員会構成委員

## フランス国立人口問題研究所組織と研究の概要

先進歐米諸國中最も早く人口増加停滞の現象を示すに至つたのはフランスであることは周知の通りであつて、そのため人口に関する対策乃至研究も古くから熱心に行われてきており、人口問題研究部祖國ともいえるのである。人口の減少、停滞に悩むフランスに対し我が國が人口過剰に腐心していることは、人口現象自体としては相反関係にあるが、人口学の研究の必要性は両者いずれの国にとつても国家的重要性をもつものといえるであらう。これに附註してフランス国立人口問題研究所の組織と活動の概要を知ることは我が国にとつても極めて有益であらう。

### 一 研究所の概要

国立人口問題研究所は一九四五年十月廿四日の法律によつて創設されたものである。それより少し前一九四五四年四月に公衆衛生省に人口・家族総局が設置され、更に公衆衛生省は拡大されて人口・公衆衛生省となるに至つた。かくて人口・公衆衛生省が行政と研究の二重の機能をもつに至つたのであるが、行政を主体とする同省の研究活動は自ら緊急的な問題に忙殺され、組織的研究の遂行は不充分たるを免れぬいため、前述の如く研究を主体とする「人口問題研究所」が別個に創設されるに至つたのであつて、この点日本における「人口問題研究所」が厚生省所管の一外局として設立された経緯に類似しているといふべきであらう。

しかし、人口を恒常的に対象とする独立の省を有するのはフランスのみであつて、同國がいかに人口に対し重大関心を有するかを充分に立證するものといえるであらう。

この研究所は前記一九四五年的法律によつて法人格と財政自治権を与えられたのであるが、この

財政自治権は研究独立の條件であると共にその高能率保障となるものである。

研究所の任務に關しては次二條に於て次の如く規定している。

「本研究所はあらゆる児地から人口學的諸問題を研究することを任務としている。この目的のために有益な資料、調査の蒐集、調査の実施、外國において実施され及調査の検討、人口の量的増大・質的改善に寄与しうる物心兩面のあらゆる手段の研究、人口學的認識の普及を行う。」

本研究所は人口・公衆衛生大臣に直屬し、同大臣の任命する所長がこの運営にあたりると共に行政上の問題については行政審議会、科学的研究上の問題については専門技術委員会の補佐を受けるのである。

人口に關する科学を全體的に研究するこの研究所はフランスにおける唯一のものであつてその性格は極めて獨特のものであつて、外國にもその例は殆んどない。ある意味では我が國の「人口問題研究所」がこれに類似的古機構を有する唯一のものであらう。

以上の如くフランスに於ける人口學的研究は極めて優れたものではあるが、このようす綜合的研究の歴史は尚新しいのである。しかし研究所には人口問題のいくたの側面に触れるそれぞれの諸科學の有能な研究員を擁しているのであって、彼等の大部分は國家の激しい競爭を通じて採用される。研究員は現在約二十名であつて、彼等の中には、法學、經濟學、哲學、工農學、文學の教授、技師、医学者、人類學者等がいる。

最も困難な問題の一つは指導研究員とその補助者の選拔である。學問的能力は言うまでもないことはあるが、開拓せらるかニの分野における確實なる基礎能力が一般に必要であると共に少くとも一つの外國語を習得していふことが要求されるのである。あらゆる場合において能力と能率とが常に

考慮されるのである。

### 三 組織と方法

この研究所に於ては法学者、経済学者、数学者、人口統計学者、生物学者、心理学者、社会学者等の異なった科学の分野の諸学者が協同して研究するとゆう極めて独特の形式が採用されている。このようす研究方式によつて科学的研究の概念は常に更新され、從來科学の各分野を隔絶していた障壁と偏見が排除されるのである。このようす総合化の試みは組織と方法に関する問題を提示するであらう。

第一の問題は人口学の研究上、重複と各科学の境界についての干渉の問題が生じないかとゆう点である。たしかにこの危険は存在するのであるが、これを避けるための努力が払われる。実験的に人口学の正確な境界を限定することは殆んど不可能である。けれども、人口学は其の他の科学が関心の対象としている領域には離れないのである、たゞ総合の完成を考慮する場合は例外である。かくして漠然と限界された特性から生ずる混乱を組織的に排除せんとするのである。

現存の諸機関との研究上の重複の危険については、資料や研究計画の交換によつて極力避けるよう努められる。その結果分業が可能となり、最大限の効率と基金の節約が行われる。研究所は人口学的研究に關係のある部局、研究所や組織と直接連繋するために一人の連絡員が設置される。

かくて一つの計画が他の機関で実施され或は企画された時には研究所に通報され、研究所はこの研究計画に関しては計画を中止してより高水準の研究に集中することが可能となる。  
また色々の事情で必要とする基礎的研究が行はれないのである場合、研究所は自力でその研究を実行するのである。

研究所における研究調査は、次の三つの場合に基いて実施される。即ち(1)公私当局の要求に基き、(2)専門技術委員会の決定に基き(3)研究所自体の創意に基き。

研究の進行を計るため毎週所長と幹部研究員は会合して情報と見解の交換を行うと共に、他方ににおいて定期的に専門技術委員会の意見と勧告を受けるために会合が行われる。この委員会の委員は個人の資格で任命されるのであって機関の代表者としてではない。この方式によつて高度の科学的能力を有する人々の協力が確保されるのである。

研究所は最も緊急的且問題の研究に優先性を与える結果基礎理論的研究と機械に対することがあら。しかしこのことは、研究所が長期的且研究に本質的に关心と有することを妨げるものではない。同様に将来を考慮して優秀な技術者の養成と更新を確保せねばならないのである。人口学的研究は長期的且研究労苦と慣習的且思考の忍耐強い革新を必要とするのである。

研究は、極力国際的分業を考慮に入れて文献を検討した後に始めて着手される。資料目録は最新のものを保持する中央資料機関の援助を得て研究者自身が作製する。図書室は外国の研究や雑誌の購入によつて豊富に整理されており、そのあるものは、ペリ以外では利用し得ないものもある。一九四九年四月一日現在で蔵書は六、七七一冊に達し、そのうち五一。九冊は購入であり一六六二冊は寄贈にかかるものであつた。同日現在でフランスならびに外国雑誌の受領数は二八四でそのうち二二六冊は研究所の出版物との交換によるものであつた。更に圖書室は統計年鑑、国勢調査記録や二九ヶ国の人口動態調査を保有している。

研究所は現在まだ最終の構造に到達していないが、現在の機構は充分な彈力性をもつてゐる。

経験をつまると共に、その構造は逐次その組織の要求に応する如く改善されつつある。

「研究要綱」なるものがある。これは研究所の研究活動を要約したものであつて、これによつて組織的且研究活動が遂行される。完了せる研究は未完の研究と区別される。時期別の記載、研究項目、責任者、開始時期、完成の予定期日或いは実際の完了期日、目的——公私當局との報告、雑誌論文等はパンフレット——が記載される。「研究要綱」は常にかつ毎日決定せり研究の進捗状態を示す。そして研究所の訪問者の閲覧に供するために入口に展示される。

### 一、量的研究と人口学的推計

### 二、量と質との間の關係

### 三、經濟的要因

### 四、社会心理学的要因

### 五、遺傳と環境

### 六、歴史的研究

### 七、人口学的立派

### 八、外国における人口学的研究

### 三、研究成果

研究成果は機関誌「人口」或はパンフレットとして公刊されているが、研究所の研究目的は人口統計の基礎資料作製めるが故に、研究所は主觀的且極值判断は避けている。従つて研究は方法と技術の厳密性を以て客觀的且成果を生む如く努めている。研究成果の発展と結論に関しては以下の註釈も

加えられていく。主要なる研究成績に属する題目を示すと次の通りである。

- (1) 人口学的現状
- (2) 出生力の測定
- (3) 出生数の推計
- (4) 死亡率の研究
- (5) 寿命の延長
- (6) 人口の老年化
- (7) 障生学
- (8) アルコール中毒
- (9) 経済的マルサニ主義
- (10) 社会的調査
- (11) 智能測定
- (12) 家族住宅
- (13) 社会的移動性と社会的毛細管現象
- (14) 家計予算
- (15) 婦人の労働
- (16) 家族立法
- (17) 地方人口増加
- (18) 移民

#### 四、中央研究機関の必要性

##### 人口学の領域

「デモグラフイ」なる言葉が始めて使用されたのは一八五五年アシール・ギラール氏の「人間に關する統計即ち比較人口學の諸要素」の題名においてである。著者はこの「デモグラフイ」を以て「人口の數理的認識既ち人口の一般的變動とその質的、市民的、知的、道徳的狀態の數量的認識」を意味するものと解釈している。「の用語が比較的古いものであるとしても、それが承す内容とその科學はその提示せる意義の觀点からみると新しいものである。近年に至るまで實際上「デモグラフイ」は殆んど統計的觀察に限定されていたのであるが、今日ではその初期の領域の周辺を緩和、拡大し追加したのみならず、約一世紀前にギラール氏が定義の試みにおいて予想した広汎な領域、さもとも凌駕するに至つたのである。

人口の數と構造、その構成、その変動、その移動が社會的進歩を誘導するものであることは今日認められているところである。しかし「デモグラフイ」は數字を結合し、比較することによって満足するものではない。それは觀察された量的、質的變動の諸原因と認識しかつその諸影響を算定せんとするものである。公共當局はこのようにして明らかにされた結果を以て、始めて人口政策を遂行することが可能となるのである。しかるにこの人口政策はあらゆる部門に、即ち經濟、労働、社會保証、内政、司法、財政、國防、教育、農業、食糧等に影響を及ぼすのである。政治的乃至社會的思潮の圈外にあつて、立法並びにその他の具体的手段を勧告することに「デモグラフイ」は限定される。

この任務は、「デモグラフイ」を數学と統計に從属せしめるが、しかし同様にいくたの科學に人

人口学を關聯せしめる。それは實際において擇一的或は同時的に、人文地理、歴史、土俗學、社會心理學、生物學、經濟學、比較法學等に援助を求めるものである。以上の諸科學から、人口學は事實を保持しその意見を守り、技術を試験し、精神或は原理を同化し、そして補足的役割を明らかにする。しかしそれは独立の科学であるとしても、自主的と科學の行動をとり、積極的にして独自的地位を自ら創造せんとしているのである。

人間に觸するあらゆる觀察は特定の坐標に關係づけることによりてのみ始めて価値を持ち、有用のものとなる。換言すれば、人の現象を測定し得る一つの基準が決定されるのである。人口問題の諸側面は種々の科學によつて研究されるのであるが、それは「デモグラフイー」という基本坐標の上で全体として研究されるにすぎない。歴史家にとつては、人口狀態は偶然の独立の事実ではなくて長い發展の結果となる。統計学者にとつては、人の狀態ならびに譜変動は人口學といつて更新された結合の科學が構成する數と諸方法を併つて始めて意味を有するものとなる。經濟学者は多くの場合人口の要素を無視して富の生産と分配、生活水準、技術的進歩、貯蓄と投資、失業等を研究していくが、いづまでも無視していくわけではない。人の現象の制度的側面により、関心を持つ社會學者は、それを物理的環境、文化、歴史、との關係において研究するのを怠らず、また人口數或は人口數の關係について研究している。生物學者は遺傳の要素と環境の要素との相互作用による集団行動の方向決定に没頭している。

人口學は社會生物学を完成せしめる。

事実に於てこれらの複雜の尺度は特殊の、部分的な形態を反映するにすぎない。根本坐標として

の人口学は、以上の如き断片的妄想面を統合し、そして一定の問題を全体として研究しようと努力する。そしてそのようない場合にのみ眞の社会生物学は可能となるのである。

このようない態度は人口の諸問題の性格自体によるものである。補足的用語で示せば、一七八八年以來モオーによつて認識され、一八三五年以来ケトリーによつて明確にされた量と質一人口問題はこの二重性の機能として研究されねばならない。たゞた一つの科学的説明によつて解決されうる本末の人口問題とゆうものは存しない。観察の接近と調整は危れまい。例えば出生率と婚姻率はその生物学的諸條件と社会学的諸條件から分離することはできない、一つの人口の歴史的發展は技術的・統計技術に依頼せずしては充分に把握することはできない。人口学は連鎖の如きものとして正当化される。そして人口学が一つの集合的・思想の形態に到達しうるのは、たゞこの代償においてのみである。またその後割自体も二重性をもつてゐる。即ち科学としてはそれは事象がどのようにして生ずるかを示さねばならない、即ち観察し、比較し説明せねばならない、また技術としてはそれは事実に及ぼす影響の仕方を内心の対象とせねばならない。

「あんらかの相應しい有效能力をもたらすすべての智識は、通俗的・恣意的・重要性をもつにすぎない。すべての智識は確めえられる能力の記述或は手段としてのみ価値あるにすぎない。」同様に倫理学と美学の諸問題はそれ自体立法、統計、歴史或は心理学の諸問題に分解される。」とホリルヴァアレリーは述べてゐる。そして更に人文地理、社会学、生物学、経済の諸問題を追加列挙するならば、それは我々が定義した如き人口学の領域と殆ど一致すると言つてゐる。

基本坐標としての人口学は、人口の問題が後にまつてその他のすべてのものを支配する死活問題として再認識されるに至つて以来、議事日程に上つてゐる。いくたの訓えの接合は、人口学の最終

目標である眞の社会生物学の完成に導くにちがいない。ジョン・ケーリー博士が次の如く言つたとき  
このことを予想していたようには思はれる。すべてのその他の問題——それが財政上の、植民地の  
社会的、國際的の問題であれ——が終局に於て帰属する唯一の問題はフランス国民の数と質の問  
題であることを我々自身欺いてはならない」と。

#### アランスにおける人口学的努力

事実フランスにとって人口問題は至上命令的なものである。三十年足らずの間に三回の世界戦争  
は人口の量的、質的弱体化を招來したのであって、この弱体化は歴史の過程において一方には全く  
無視されましたが、また他方には深刻な人口学的不安を再生させしめた。一部個人は直感的に或は理  
性的に認識しているとはいひ、国民の認識は人口学的重大性を把握するに至つてゐる。  
しかし最近数年間に国民の漸次的苦覚醒を仄す徵候がいくつか現われてきてゐる。  
次の二箇の時期は重要な意義深い段階を示してゐる。

- (1) 一九三九年七月、高等人口諮詢委員会の示唆に基いて制定された極めて革新的な家族法典（*Code de la famille*）
- (2) 一九四五五年四月、公衆衛生省に人口、家族局が設置され後に公衆衛生省自体が人口、公衆衛  
生省と改編された。

人口状態を常に关心の対象とする一個の省を持つてゐるのはフランスのみである。人口、公衆衛  
生省の行為は直接であることには稀であつて、むしろその他の行政の努力の調整で構成されてゐる、  
しかし直接間接にかかわらず、この行為の影響は極めて重大であつていくたの分野と対象としてお  
るので取扱う問題の深刻を認識なしには效果を發揮しえないのである。

一箇の行政機関が行政活動と組織的研究の二重の任務をもつてゐる場合、後者の研究活動は緊急的且必要の壓力のために機性にされかちであることは経験の底すところである。従つてこのようないくつかの研究活動は本来の行政職務をもたない研究機関として分離することが望ましいのである。このようすを考慮の下に、人口学の多面性が認められて、一九四五年の終りに人口研究所が創設されたのである。

附 錄

國立人口研究所條令

本條例は、フランス共和国臨時政府が、フランス解放委員会設置に関する一九四三年六月三日及び九月四日の布告によつて、公衆衛生大臣と大藏大臣の管轄下に公布されたものである。

(國立人口研究所創設に関する條令四五二四八九号)

第一條 本研究所の名稱は國立人口研究所と称す。財政自治権を賦与された公共機關にして人口・公衆衛生大臣に隸屬せし者。

第二條 本研究所はあらゆる見地より人口問題の研究を行うことを目的とする。

この目的のために研究所は荷物を資料、調査資料の蒐集、調査の実施、外國において行われた調査の検討を行い、人口の量的増加、質的改善に貢献する物心両面のあらゆる手段を研究し、かつ人口学的認識の普及に努めるものとする。

第三條 本研究所は人口、公衆衛生大臣の推薦により任命された所長これを統轄し、人口、公衆衛生大臣の裁決によつて指名された八人の委員で構成された行政審議会は所長を補佐する。

第四條 人口、公衆衛生大臣がその構成を決定し指名する専門技術委員会、科学的見地から所長を補佐す。

第五條 研究所の行政組織は大藏大臣が開催する議会の法律によつて定められる。職員の身分は、公に給与は法律によつて定められる。

**第六條** 一九四一年十一月十七日の法律によつて設立された「人間の諸問題研究財團」と稱される  
公共機關は本法施行の日より廢止する。

**第七條** 人口・公衆衛生大臣によつて任命された臨時行政官は人口・公衆衛生大臣ならびに大蔵大臣の副署する法律によつて定められる体様に従つて人間の諸問題研究財團の清算を行う。

**第八條** 国立人口研究所は当然人間の諸問題研究財團の土地建物に属する賃貸ならびに要求権の利益を承継する。

国立人口問題研究所の行政組織に関する一九四六年三月十一日の法律四六一  
一七四号

第二章 行政制度

第一條 国立人口研究所の行政審議会は次の者をもつて構成する

人口、公衆衛生省の代表者

労働省の代表者

文部省の代表者

経済省の代表者

建設省の代表者

太蔵省の予算長官或はその代表者

人口学に関する学識者中から任命された者二名、この中から委員長を選任する。  
所長は行政審議会に出席し決議する権限を有する。

財政監督官は行政審議会に出席して発言する権限を有する。

第二條 行政審議会の委員の任命は人口、公衆衛生大臣が行いその任期は三年である。任命はいつ  
でもできる。

第三條 行政審議会は一年に少くとも二回乃至は所長或は行政審議会の過半数の要求ある場合開会  
される。

第四條 行政審議会の決定は、執行委員の少くとも半数が出席した場合にのみ有效である、彼等の

氏名は議事録に記載される。

採決投票に際し可否同数の場合には会長裁決す。

決算書の承認に関する裁決は所長の出席を除いて行はれる。

議事録は八日以内に人口・公衆衛生大臣ならびに大蔵大臣に提出される。

第五條 行政審議会は次の第項の審議に際し召集される。

1) 研究所予算ならびに修正

2) 所長ならびに会計管理の計算書

3) 不動産の取得、譲渡、交換、建設乃至は大修理

4) 贈与ならびに遺贈

5) 研究所の負担する賦課金と報酬

6) 定員に関する法令と報酬條件

7) 補助金ならびに援助の帰属の條件

8) 自己の創意に基くものであれ或は大蔵省監査官の要求によるものであれ、人口・公衆衛生大臣によつて廻付されたすべての問題

第六條 法律或は規則によつて上級官序の承認を必要とする場合は除いて、行政審議会の決議事項は、議事録の受領日から計算して十五日以内に人口・公衆衛生大臣又は大蔵大臣が異議を申立てない限り実施しよう。

第七條 次の第項は大蔵大臣ならびに人口・公衆衛生大臣の協議せる裁決によつて承認されねばならぬ

(V) 研究所の予算とその修正

二六

(2) 不動産の取得、交換、譲渡等らびに建設

第八條 所長は市民生活のすべての行動において研究所を代表す。所長は研究所のサトウライス全体を指導する。

所長は行政審議会の決議の執行を保障する。

所長は予算計画を樹立し、研究所予算に明確に示された歳出予算額の範圍内に於て経費の支出を保障し、清算し、かつ支拂命令を發行する。

所長はその権限の全部或は一部を次長に委任することができる。

所長は毎年第一四半期中に研究所の諸活動等に成績に關する報告書をフランス共和国臨時政府大統領並びに人口・公衆衛生大臣及び大藏大臣に提出する。

第二章 財政制度

第九條 所長が依頼し行政審議会の決定せる予算はおそらくも前年の十月十五日までに人口・公衆衛生大臣ならびに大藏大臣の承認を得るために提出される。

第十條 追加予算は毎年前年度の終了後二ヶ月以内に作製され、それには前年度の收入剩余ならびに同年度の徵收と支拂の残が含まれる。

追加予算と年度中に必要と認められた修正ならびに同一款項内の予算の流用は予算と同じ形式の下に提出、議決、承認が行われる。

第十一條 収入と支出の管理は一人の会計官吏が専任担当し、収入、償還、還貸、贈与その他研究所の資産の確保、通告、訴訟、支拂催告に際し連絡せぬ債務者に対する手續、賃貸借の満期につ

いでの所見に対する通報、時效の防止、権利、先取特權、抵当の保持の監守並びにすべての証書の抵当登記の請求等を行う。

しかし訴追を行う前に会計官吏は所長、所長は命令書によつてのみ訴追を中止せしめうるに報告し、かつ行政審議会の次の會議にかけねばならない。

会計官吏は所長が合法的に支払傳票をきつた支出に対しては支拂をせねばならない。会計官吏のみが現金と資産管理の資格と有する。

第十二條 会計官吏は大藏大臣と人口、公衆衛生大臣の省命によつて任命され更迭され罷免される。会計官吏は会計検査院に対して責を負い、大藏省の一般検査とセーヌの大藏省中央收入官吏の審査をうける。

会計官吏はその業務執行の保證として、大藏大臣命によつてその金額が規定されている保證金を提供する。彼の資産に対する法的抵当は民法第二二二一條の運用によつて研究所の債権債務に帰せられる。

第十三條 所長の行政上の会計は人口、公衆衛生大臣からびに大藏大臣の協議に基く裁決によつて承認を受ける。

第十四條 國立人口研究所は、一九三五年十月廿五日の法令によつて予定された國家の会計検査に服する。会計検査官の権限は人口、公衆衛生大臣と大藏大臣の協議せる省令によつて規定される。

附 錄

三

國立人口問題研究所專門技術委員會構成委員

ロベル・デブレー委員長、パリ医科大学教授、医学会々員

ルイ・ビュグナルー・ソールーズ医科大学教授、國立衛生研究所所長。

アンリ・ブュンルト國立統計・經濟學研究所、名譽行政監視官、前パリ統計協會會長  
デオルゲユ・ダルモアト・パリ理科大學教授。

ピエール・ドボアト・パリ統計協會事務局長。

ピエール・デオルゲユ・パリ大學文學部教授、パリ政治學研究所教授、  
ガルゲユ・ウールダン・全國家族聯盟會長。

アドルフ・ランドリ・共和国顧問、前大臣、高等人口委員会委員、國際人口研究連盟會長  
ジアン・ランゲュヴァン・自然科學助教授。

ピエール・ラローク・參議院請願委員、社會保障事務局長

アンリ・ローデエト・パリ理科大學教授、國際聯合事務總長補佐官

フランシス・ペラン・フランス大學教授、原子力委員

エマニュエル・レーン・參議院請願委員、人口、公衆衛生省の人口、社會扶助局長

ポール・リヴェット・代議士、國立博物館教授

八